

資料2-23 ダイオキシン類の排出基準

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

(1) 排出ガス 特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準
	(焼却能力)		
鉄鋼業焼結施設	/	0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h未満	5	10

(2) 排水 特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設種類	新政令	旧政令	排出基準
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	10
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	2	
硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	3	3	
アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	4	4	
担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するもの)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	5	—	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6	5	
カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	7	6	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	8	7	
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	9	8	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	10	9	
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	11	10	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	12	11	
亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	13	12	
担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないもの)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	14	—	
廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	15	13	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	16	14	
フロン類の破壊(環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	17	—	
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	18	15	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	19	16	

※廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/L。

※既設施設基準が適用されるのは、平成12年1月15日、現に設置又は設置の工事がされている施設。ただし、火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上の廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉にあつては、平成9年12月1日、現に設置又は設置の工事がされている施設。

※平成17年政令第277号により平成17年9月1日より3施設が新規追加となっています。

2 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく排出基準

燃料としてプラスチック等燃料を使用するものであって下記に掲げるもの

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設種類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準
	(燃焼能力)		
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	4t/h以上	0.1	1
金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（以下に掲げるものを除く。）			
金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉及び以下に掲げるものを除く。）			
金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
石油製品（石油化学製品又はコールタール製品）の製造の用に供する加熱炉			
銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉			
りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			
固型燃料又は炭素の製造（原料としておがくずを使用するものに限る。）の用に供する製造炉			
砥粒子の回収の用に供する燃焼炉			
大気汚染防止法施行令別表1に掲げる施設であって以下に掲げるもの			
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）			
水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉			
金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び焼炉（以下に掲げるものを除く。）			
金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（以下に掲げるものを除く。）			
金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに以下に掲げるものを除く。）			
金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	2t/h未満	5	10
無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（以下に掲げるものを除く。）			
乾燥炉（以下に掲げるものを除く。）			
銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉			
活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉			
燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			
トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉			
鉛の第2次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉			
鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉			
鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設			

※既設施設基準が適用されるのは、平成19年7月1日、現に設置又は設置の工事がされている施設。

※プラスチック等燃料とは、燃料としてプラスチック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は廃棄物固形化燃料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第1項第7号又は規定する固形燃料をいう。）（いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物でないものに限る。）